

長野労発基0202第2号  
令和5年2月2日

(一社) 長野県食品工業協会  
会長 殿

厚生労働省長野労働局長  
( 公 印 省 略 )

### 労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令について

労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（令和5年政令第9号。以下「改正政令」という。）が、令和5年1月18日に公布され、令和5年4月1日から施行されることとされました。

その改正の趣旨及び概要につきましては、下記のとおりとなりますので、貴団体におかれましても、この改正の趣旨等に御理解いただくとともに、会員事業者及び関係者の皆様方に対する周知にご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 改正の趣旨

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第112条第1項第11号の規定により、安衛法第75条の免許試験（以下単に「免許試験」という。）を受けようとする者は、免許試験を実施する指定試験機関に対して、労働安全衛生法関係手数料令（昭和47年政令第345号。以下「手数料令」という。）に定められる試験手数料を納付することとされている。

令和4年10月、安全衛生分科会決定により平成24年2月22日に設置された「安全衛生関係指定制度運営評価会議」において、受験者の利便性向上のため、①都心の交通の便の良い試験会場の確保及び②オンライン申請の導入に伴うシステム開発について盛り込んだ、指定試験機関における次期3か年の運営計画が承認された。これによって指定試験機関の支出が今後増大する見込みであるため、免許試験に係る手数料の額を見直すこととしたものであること。

#### 2 改正の概要

- (1) 手数料令第6条第1号から第4号の改正は、免許試験のうち、学科試験に係る手数料の額について、特別ボイラー溶接士免許試験、普通ボイラー溶接士免許試験、

揚貨装置運転士免許試験、クレーン・デリック運転士免許試験及び移動式クレーン運転士免許試験に係る手数料並びにこれらの免許試験以外の免許試験に係る手数料を、6,800円から8,800円に引き上げるものであること。また、実技試験に係る手数料の額について、特別ボイラー溶接士免許試験に係る手数料を21,800円から28,000円に、普通ボイラー溶接士免許試験に係る手数料を18,900円から24,000円に、揚貨装置運転士免許試験、クレーン・デリック運転士免許試験及び移動式クレーン運転士免許試験に係る手数料を11,100円から14,000円に、それぞれ引き上げるものであること。

- (2) 改正政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に受験の申請の受付が開始された免許試験の手数料の額は、受験の申請が施行日以降に行われる場合であっても、改正政令による改正前の手数料令に定める額であること。（改正政令附則第2項）

政令第九号

労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法関係手数料令（昭和四十七年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「六千八百円」を「八千八百円」に、「二万八千八百円」を「二万八千円」に改め、同条第二号中「六千八百円」を「八千八百円」に、「二万八千九百円」を「二万四千円」に改め、同条第三号中「六千八百円」を「八千八百円」に、「二万千円」を「一万四千円」に改め、同条第四号中「六千八百円」を「八千八百円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行の日前に受験の申請の受付が開始された労働安全衛生法の規定による免許試験を受けようとする者が納付すべき手数料の額については、なお従前の例による。



# 労働安全衛生法に基づく免許試験の 試験手数料が変更されます

## 1 学科試験

旧手数料	新手数料
試験日が令和5年5月31日以前	試験日が令和5年6月1日以降
6,800円	8,800円

## 2 実技試験

試験の種類	旧手数料	新手数料
	試験日が令和5年7月9日以前	試験日が令和5年7月10日以降
クレーン・デリック運転士	11,100円	14,000円
移動式クレーン運転士	11,100円	14,000円
揚貨装置運転士	11,100円	14,000円
普通ボイラー溶接士	18,900円	24,000円
特別ボイラー溶接士	21,800円	28,000円

※ 具体的な実技試験の日程は、試験を実施する安全衛生技術センターのホームページをご覧ください。  
 [各センターのHP→免許試験の日程→免許試験・実技→実技試験の日程の順に進んでください。]  
 [下記のQRコードからも見るすることができます。]



